

公益財団法人 天神崎の自然を大切にする会
理事等職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 天神崎の自然を大切にする会（以下、「この法人」という。）の定款第23条及び第42条の規定に基づき、理事及び事務局職員（以下、「職員」という。）が遂行する基本的な職務及び職務権限を定め、その責任の明確化と業務の効率的で円滑な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事及び職員は、法令、定款、及びこの法人が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行のために寄与しなければならない。

(代表理事)

第3条 代表理事は、この法人の業務を統括し、業務執行の最高責任者としてこの法人を代表し、その業務を遂行する。

2 代表理事の職務権限は、別表のとおりとする。

(業務執行理事)

第4条 業務執行理事の権限は、次のとおりとする。

- (1) 業務執行理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、その業務の執行にかかる業務を代行する。

(理事)

第5条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 役付理事以外の理事は、代表理事の命に従い、必要な業務を執行する。
- 3 業務執行理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。

(事務局長)

第6条 事務局長は、事務局を統括するとともに、代表理事の命に従い、別表の職務を行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、職務権限に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

(附則)

第8条 この規程は、平成23年5月7日から施行する。(平成23年5月7日理事会議決)

(別表)

代表理事・業務執行理事・事務局長等の職務権限（決裁事項）

	項 目	決 裁 権 者		
		代表 理事	業務執行 理事	事務局 長
1	事業計画及び予算案の作成に関する事	○		
2	月次決算及び期末決算に関する事	○		
3	理事会及び評議員会に関する事	○		
4	定款、規程等の制定、改廃に関する事	○		
5	登記に関する事	○		
6	1件あたりの金額が50万円以上の収入及び30万円以上の支出予算の執行に関する事	○		
7	基金に関する事	○		
8	会費に関する事	○		
9	監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関する事	○		
10	取引金融機関の決定または変更に関する事	○		
11	重要な契約（書面による）の締結に関する事	○		
12	重要な財産の取得、賃貸契約及び処分に関する事	○		
13	重要な業務の委託又は受託に関する事	○		
14	事業資金の借入又は償還に関する事	○		
15	予備費の使用及び流用に関する事	○		
16	訴訟行為・損害賠償等に関する事	○		
17	職員の任免、給与、休職、復職、労働契約、表彰及び懲戒処分等に関する事	○		
18	理事・評議員の出張及び職員の国外出張に関する事	○		

	項 目	決裁権者		
		代表 理事	業務執行 理事	事務局 長
19	その他法人の重要事項に関する事	○		
20	1件あたりの金額が50万円未満の収入及び30万円未満の支出予算の執行に関する事		○	
21	情報公開に関する事		○	
22	その他前各号に準ずる事項に関する事		○	
23	職員の事務分担及び職員の職務遂行上の指導及び監督に関する事			○
24	職員の県内出張、休暇及び欠勤の承認に関する事			○
25	職員の研修、県外出張及び福利厚生に関する事			○
26	安全、衛生、防災管理に関する事			○
27	1件あたりの金額が10万円未満の収入、給料手当等の人件費、通勤手当及び10万円未満の支出予算の執行に関する事			○
28	その他事務局運営上必要な事項の処理に関する事			○